

議第 122 号

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例について

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 4 年度で廃止したもえるごみ専用袋等の使用期限、不燃ごみ専用袋等の手数料の額、その他別表について所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第1条 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年下呂市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																						
<p style="text-align: center;">附 則（令和4年12月21日条例第45号） （施行期日）</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、改正前の別表2に定めるもえるごみ専用袋、もえるごみ専用袋（小）、ペットボトル専用袋で、現に残存するものは、<u>令和6年3月31日まで</u>、もえるごみ専用袋として使用することができるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則（令和4年12月21日条例第45号） （施行期日）</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際、改正前の別表2に定めるもえるごみ専用袋、もえるごみ専用袋（小）、ペットボトル専用袋で、現に残存するものは、<u>当分の間</u>、もえるごみ専用袋として使用することができるものとする。</p>																																						
<p>別表1（第6条関係） 一般廃棄物持込処理手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>排出形態</th> <th>搬入区分</th> <th>種別</th> <th>搬入量</th> <th>手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生活に伴って生じた廃</td> <td rowspan="4">個人</td> <td rowspan="2">可燃物</td> <td>50kgまで</td> <td><u>165</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50kgを超え 100kgまで</td> <td><u>330</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃物 リサイクル物</td> <td>100kgを超え は、10k</td> <td><u>33</u>円</td> <td>10kg未満は 10kgとする</td> </tr> </tbody> </table>	排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考	生活に伴って生じた廃	個人	可燃物	50kgまで	<u>165</u> 円		50kgを超え 100kgまで	<u>330</u> 円		不燃物 リサイクル物	100kgを超え は、10k	<u>33</u> 円	10kg未満は 10kgとする	<p>別表1（第6条関係） 一般廃棄物持込処理手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>排出形態</th> <th>搬入区分</th> <th>種別</th> <th>搬入量</th> <th>手数料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生活に伴って生じた廃</td> <td rowspan="4">個人</td> <td rowspan="2">可燃物</td> <td>50kgまで</td> <td><u>150</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50kgを超え 100kgまで</td> <td><u>300</u>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃物 リサイクル物</td> <td>100kgを超え は、10k</td> <td><u>30</u>円</td> <td>10kg未満は 10kgとする</td> </tr> </tbody> </table>	排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考	生活に伴って生じた廃	個人	可燃物	50kgまで	<u>150</u> 円		50kgを超え 100kgまで	<u>300</u> 円		不燃物 リサイクル物	100kgを超え は、10k	<u>30</u> 円	10kg未満は 10kgとする
排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考																																		
生活に伴って生じた廃	個人	可燃物	50kgまで	<u>165</u> 円																																			
			50kgを超え 100kgまで	<u>330</u> 円																																			
		不燃物 リサイクル物	100kgを超え は、10k	<u>33</u> 円	10kg未満は 10kgとする																																		
			排出形態	搬入区分	種別	搬入量	手数料	備考																															
生活に伴って生じた廃	個人	可燃物	50kgまで	<u>150</u> 円																																			
			50kgを超え 100kgまで	<u>300</u> 円																																			
		不燃物 リサイクル物	100kgを超え は、10k	<u>30</u> 円	10kg未満は 10kgとする																																		

改正後						改正前							
棄物			g 増すごとに			棄物			g 増すごとに				
			可燃物	1個につき	<u>660</u> 円				1人で搬送可能なもの	可燃物	1個につき	<u>600</u> 円	1人で搬送可能なもの
			その他	1個につき	<u>1,320</u> 円				のを1個分とする	その他	1個につき	<u>1,200</u> 円	のを1個分とする
		特定家庭用機器運搬料	1個につき	<u>2,750</u> 円	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定するもの			特定家庭用機器運搬料	1個につき	<u>2,500</u> 円	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定するもの		
事業活動に伴って生じた廃棄物	委託業者	残菜	18ℓにつき	<u>66</u> 円		事業活動に伴って生じた廃棄物	委託業者	残菜	18ℓにつき	<u>60</u> 円			
			50kgまで	<u>165</u> 円					50kgまで	<u>150</u> 円			
	事業者	可燃物 不燃物	50kgを超え 100kgまで	<u>330</u> 円		事業者	可燃物 不燃物	50kgを超え 100kgまで	<u>300</u> 円				
			100kgを超える場合は、10kg	<u>66</u> 円	10kg未満は10kgとする			100kgを超える場合は、10kg	<u>60</u> 円	10kg未満は10kgとする			

改正後						改正前					
				g 増す ごとに					g 増す ごとに		
		可 粗 燃 大 物	1 個に つき	<u>1,1</u> <u>00</u> 円	1 人で 搬送可 能なも			可 粗 燃 大 物	1 個に つき	<u>1,0</u> <u>00</u> 円	1 人で 搬送可 能なも
		ご そ み の 他	1 個に つき	<u>2,2</u> <u>00</u> 円	のを 1 個分と する			ご そ み の 他	1 個に つき	<u>2,0</u> <u>00</u> 円	のを 1 個分と する

※ 手数料の額は、本表により算定した 1 件 当たりの額（消費税含む）とする。

※ 一般廃棄物を下呂市指定ごみ収集専用袋等により持ち込んだときは、一般廃棄物持込処理手数料を納めたものとする。

別表 2（第 6 条関係）

下呂市指定ごみ収集専用袋等

名称	手数料の額
無料もえるごみ処理券	無料
有料もえるごみ処理券の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）	

備考（略）

別表 3（第 9 条関係）

産業廃棄物持込処理費用

排出形態	搬入区分	種別	搬入量	費用	備考
事業	事業	可燃物	50 k g まで	<u>330</u> 円	

※ 手数料の額は、本表により算定した 1 件 の額に、消費税を加えた額とする。

別表 2（第 6 条関係）

下呂市指定ごみ収集専用袋等

名称	手数料の額
有料もえるごみ処理券の項～新聞・雑誌・ダンボール専用シールの項（略）	

備考（略）

別表 3（第 9 条関係）

産業廃棄物持込処理費用

排出形態	搬入区分	種別	搬入量	費用	備考
事業	事業	可燃物	50 k g まで	<u>300</u> 円	

改正後						改正前						
活動に伴って生じた廃棄物	者	不燃物	50 k g を超え	<u>660</u>		活動に伴って生じた廃棄物	者	不燃物	50 k g を超え	<u>600</u>		
			100 k g まで	<u>円</u>					100 k g を超え	<u>円</u>		
		廃プラスチック類	100 k g を超える場合は、10 k g 増すごとに	<u>99</u>	10 k g 未満は、10 k g とする			廃プラスチック類	100 k g を超える場合は、10 k g 増すごとに	<u>90</u>	10 k g 未満は、10 k g とする	
			50 k g まで	<u>660</u>	<u>円</u>				50 k g まで	<u>600</u>	<u>円</u>	
	粗大燃物	50 k g を超え	<u>1,3</u>			粗大燃物	50 k g を超え	<u>1,2</u>				
		100 k g まで	<u>20</u>	<u>円</u>			100 k g まで	<u>00</u>	<u>円</u>			
	ごそみその他	100 k g を超える場合は、10 k g 増すごとに	<u>165</u>	10 k g 未満は、10 k g とする		ごそみその他	100 k g を超える場合は、10 k g 増すごとに	<u>150</u>	10 k g 未満は、10 k g とする			
		1個につき	<u>1,9</u>	1人で搬送可能なも			1個につき	<u>80</u>	円	1人で搬送可能なも		
			1個につき	<u>3,3</u>	のを1個分とする			1個につき	<u>3,0</u>	のを1個分とする		
			1個につき	<u>00</u>	<u>円</u>			1個につき	<u>00</u>	<u>円</u>		

※ 費用の額は、本表により算定した1件当たりの額（消費税含む）とする。

※ 費用の額は、本表により算定した1件の額に、消費税を加えた額とする。

第2条 下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年下呂市条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表2（第6条関係） 下呂市指定ごみ収集専用袋等		別表2（第6条関係） 下呂市指定ごみ収集専用袋等	
名称	手数料の額	名称	手数料の額
無料もえるごみ処理券	無料	無料もえるごみ処理券	無料
有料もえるごみ処理券	100円	有料もえるごみ処理券	100円
有料もえるごみ処理券（小）	50円	有料もえるごみ処理券（小）	50円
金物類専用袋	22円	金物類専用袋	65円
飲食料用あきかん専用袋	22円	飲食料用あきかん専用袋	65円
ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	22円	ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋	65円
ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋（小）	11円	ガラス類・陶磁器類ほかかわれもの専用袋（小）	40円
飲料用あきびん専用袋	22円	飲料用あきびん専用袋	65円
飲料用あきびん専用袋（小）	11円	飲料用あきびん専用袋（小）	40円
乾電池専用袋	22円	乾電池専用袋	65円
小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋	1,600円	小型家電製品・日用品混合ごみ専用袋	1,600円
廃棄物処理利用券(粗大ごみ専用)	800円	廃棄物処理利用券(粗大ごみ専用)	800円
新聞・雑誌・ダンボール専用シール	65円	新聞・雑誌・ダンボール専用シール	65円
備考 手数料の額は、1枚当たりの額（消費税含む）とする。		備考 手数料の額は、1枚当たりの額（消費税含む）とする。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する 条例要綱

1. 改正理由

令和4年度で廃止したもえるごみ専用袋等の使用期限、不燃ごみ専用袋等の手数料の額、その他別表について所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) もえるごみ専用袋、もえるごみ専用袋(小)、ペットボトル専用袋をもえるごみ専用袋として使用できる期限を令和6年3月31日までに改めます。

(第1条による改正中改正附則関係)

(2) 一般廃棄物持込処理手数料を税抜額から税込額表示に改め、廃棄物を下呂市指定ごみ収集専用袋等により持ち込んだ場合の、一般廃棄物持込処理手数料の取り扱いを明確にします。

(第1条による改正中別表1関係)

(3) 無料もえるごみ処理券の一般廃棄物処理手数料を無料と明記します。

(第1条による改正中別表2関係)

(4) 産業廃棄物持込処理費用を税抜額から税込額表示に改めます。

(第1条による改正中別表3関係)

(5) 金物類専用袋、飲食料用あきかん専用袋等の不燃ごみ専用袋の金額を改めます。

(第2条による改正中別表2関係)

(6) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行します。

(附則関係)

